

賃貸借契約書(案)【二者契約版】

賃貸借物品の表示

件名 農学情報基盤センターコンピュータシステム 一式

賃貸借料金 月額金 _____円也

(うち消費税額及び地方消費税額 _____円)

上記賃貸借料金(月額)のうち、保守費相当額は _____円(うち消費税額及び地方消費税額 _____円)である。

また、上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、賃貸借料に110分の10を乗じて得た額である。

賃借人 国立大学法人帯広畜産大学(以下「甲」という。)と貸貸人 _____(以下「乙」という。)所有の上記賃貸借物品(以下「物件」という。)について、上記の賃貸借料金で、次の条項により賃貸借契約を結ぶものとする。

第1条 甲は、物件を国立大学法人帯広畜産大学農学情報基盤センターにおいて使用するものとし、乙は、甲に物件の適切な操作方法の指導等を行い、甲の業務遂行の円滑を図るものとする。

第2条 この契約において、乙が履行すべき給付内容は、仕様書及び乙が入札に際し提出した入札機器の技術仕様書その他の書類で明記されたものとする。

第3条 物件の賃貸借期間は、令和4年2月1日から令和9年2月28日までの61か月間とする。

第4条 物件は、国立大学法人帯広畜産大学農学情報基盤センターにおいて使用するものとして、乙は物件を令和4年1月31日までに搬入、据付、配線、配管、調整、現行システムからのデータ移行等を行い、物件を使用可能な状態にして甲に引き渡すものとする。

2 物件の搬入、据付、配線、配管、調整、現行システムからのデータ移行等に要する費用は、乙の負担とする。

第5条 物件の賃貸借料金は、賃貸借開始の日から起算し、期間満了の日までについて月毎に計算するものとする。ただし、賃貸借期間に1ヶ月未満の端数が生じたときは、次式により算出した額とする。

$$\frac{\text{月額賃貸借料金} \times \text{当月賃貸借日数}}{\text{当月の総日数}} = \text{当月の賃貸借料金 (円未満端数切捨)}$$

2 賃貸借期間中において、法令の制定、公租公課の増減、物価の変動及びその他経済事情

の変化等により、市場における取引の実例価格と乖離していると認められ、賃貸借料金を改定する必要が生じたときは、甲又は乙は、料金改定日の1ヶ月前までに書面により料金の改定を相手方に申し出るものとし、双方協議の上、これを改定することができるものとする。

第6条 賃貸借料金の請求は、乙が1ヶ月毎に請求書を作成し、国立大学法人帯広畜産大学経理課に送付すべきものとする。

2 賃貸借料金の支払は、甲が適正な請求書を受領した日から40日以内に支払うものとする。

第7条 乙は、物件が常に完全な機能を保つよう、自己の負担において、点検、調整、修理（以下「保守」という。）を行うものとする。

2 甲の責に帰すべき事由により保守を必要とするときの費用は、甲・乙間において協議する。

3 天災その他不可抗力により保守を必要とするときの費用は、甲・乙間において協議する。

第8条 甲は、プログラムプロダクト及びその修正情報その他技術情報を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、第三者に対して開示しないものとする。

2 甲は、次の各号の事由が生じたときは、遅滞なく乙に通知するものとする。

① プログラムプロダクトにつき、乙の権利を侵害する事態が生じたとき又はその恐れがあるとき。

② プログラムプロダクトにつき、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

第9条 乙は、物件の故障等が長時間にわたり、保守に日時を要して甲の業務遂行に支障を来す場合は、甲の求めにより乙の負担において、同機種、同機能を有する物件を甲に提供するものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由によりその措置を講じた場合の費用は、甲の負担とする。

2 物件の故障等により甲の業務に支障をきたしたときは、当該月の賃貸借料金は当該使用不能日数を控除した日割り計算により算定するものとする。ただし、前項の措置を講じたとき及び甲の責による場合はこの限りではない。

第10条 乙は、必要に応じてプログラムのインストール、トラブル処理等に関する技術支援を行うものとする。

第11条 甲は、物件に使用する消耗品について、乙の定める規格に合致したものを使用するものとする。

2 前項に定める規格以外のものを使用して生じた物件の事故については、甲の責任とする。

第12条 甲は、物件の一部として賃借するソフトウェアを本契約により賃借する物件以外の物件に使用し、又は複製してはならないものとする。ただし、乙の承諾を得た場合に限り、複製することができるものとする。

2 甲は、前項のソフトウェアを第三者に提供してはならないものとする。

3 乙は、甲の円滑な業務遂行に協力するためプログラム及びオペレーションについて、甲の職員に講習会等の指導サービスが無償で行うものとする。

第13条 物件の一部追加・取替及び改造又は据付場所を変更する必要があるときは、甲・乙間において協議して定めるものとする。

2 前項により、契約内容を変更する必要があるときは、この契約を変更するものとする。

第14条 物件の所有権は乙に属し、甲は、物件の維持保全のため、善良な管理者の注意をもって十分な管理をするとともに、温度、湿度その他の機能保持上必要とする環境を整備するものとする。

2 乙は、保守にあたり常に前項の管理についても注意を払い、異常を発見したときは、直ちに甲に助言するものとする。

第15条 乙は自己の負担において、物件に動産総合保険を付保するものとする。

第16条 乙は、甲が故意若しくは重大な過失によって物件に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができるものとする。

2 前項の損害賠償額は、甲・乙間において協議して定めるものとする。この場合において、前条による動産総合保険で填補される額は、損害賠償額から控除するものとする。

3 乙は、天災その他不可抗力によって物件に損害を被った場合は、甲に請求できないものとする。

第17条 契約保証金は、免除する。

第18条 乙がこの契約による業務を行うための個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報取扱要項」によるものとする。

第19条 乙は、この業務に関する管理責任者を選任し、甲に書面にて報告するものとする。

第20条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして本契約条項に違反した場合は、書面をもって通知し、この契約を解除することができるものとする。

2 天災その他不可抗力により物件が使用不能となった場合は、甲・乙間において協議してこの契約を解除することができるものとする。

3 前2項の場合において、甲は、契約解除月から契約期間終了月の賃貸借料金に相当する解約金を乙に支払わなければならない。この場合において、1ヶ月未満の端数が生じた場合は、第5条第2項の条項を準用する。

4 第1項の場合において、甲又は乙は、相手方に対し損害賠償を請求できるものとし、その額は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

第21条 乙は、賃貸借期間が終了したとき、又はこの契約を解除したときは、速やかに物件を引き取るものとする。

2 前項の引き取りに要する費用は、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき事由によりこの契約を解除したときは、甲の負担とするものとする。

第22条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程

第2条に定める役務請負契約基準によるものとする。

第23条 この契約について、甲・乙間に紛争が生じたときは、甲・乙間において協議の上、これを解決するものとする。

第24条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲・乙間において協議して定めるものとする。

第25条 本契約に関する紛争については、釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 帯広市稲田町西2線11番地
国立大学法人帯広畜産大学
契約担当役 事務局長 藤 波 豊 彦

乙

賃貸借契約書(案)【三者契約版】

賃貸借物品の表示

件名 農学情報基盤センターコンピュータシステム 一式

賃貸借料金 月額 金 _____円也

(うち消費税額及び地方消費税額 _____円)

上記賃貸借料金(月額)のうち、保守費相当額は _____円(うち消費税額及び地方消費税額 _____円)である。

また、上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、賃貸借料に110分の10を乗じて得た額である。

賃借人 国立大学法人帯広畜産大学(以下「甲」という。)と売主 _____(以下「乙」という。)との間において、賃貸人 _____(以下「丙」という。)所有の上記賃貸借物品(以下「物件」という。)について、上記の賃貸借料金で、次の条項により賃貸借契約を結ぶものとする。

第1条 甲は、物件を国立大学法人帯広畜産大学農学情報基盤センターにおいて使用するものとし、乙は、甲に物件の適切な操作方法の指導等を行い、甲の業務遂行の円滑を図るものとする。

2 乙は丙をして乙が本契約上に負う債務負担をさせるものとし、もし丙が債務を履行しないときは、乙自ら当該債務を履行するものとする。

第2条 この契約において、乙が履行すべき給付内容は、仕様書及び乙が入札に際し提出した入札機器の技術仕様書その他の書類で明記されたものとする。

第3条 物件の賃貸借期間は、令和4年2月1日から令和9年2月28日までの61か月間とする。

第4条 物件は、国立大学法人帯広畜産大学農学情報基盤センターにおいて使用するものとして、乙は物件を令和4年1月31日までに搬入、据付、配線、配管、調整、現行システムからのデータ移行等を行い、物件を使用可能な状態にして甲に引き渡すものとする。

2 物件の搬入、据付、配線、配管、調整、現行システムからのデータ移行等に要する費用は、乙の負担とする。

第5条 物件の賃貸借料金は、賃貸借開始の日から起算し、期間満了の日までについて毎月計算するものとする。ただし、賃貸借期間に1ヶ月未満の端数が生じたときは、次式により算出した額とする。

$$\frac{\text{月額賃貸借料金} \times \text{当月賃貸借日数}}{\text{当月の総日数}} = \text{当月の賃貸借料金 (円未満端数切捨)}$$

2 賃貸借期間中において、法令の制定、公租公課の増減、物価の変動及びその他経済事情の変化等により、市場における取引の実例価格と乖離していると認められ、賃貸借料金を改定する必要が生じたときは、甲乙又は丙は、料金改定日の1ヶ月前までに書面により料金の改定を相手方に申し出るものとし、双方協議の上、これを改定することができるものとする。

第6条 賃貸借料金の請求は、丙が1ヶ月毎に請求書を作成し、国立大学法人帯広畜産大学経理課に送付すべきものとする。

2 賃貸借料金の支払は、甲が適正な請求書を受領した日から40日以内に支払うものとする。

第7条 丙は乙をして、物件が常に完全な機能を保つよう、自己の負担において、点検、調整、修理（以下「保守」という。）を行うものとする。

2 甲の責に帰すべき事由により保守を必要とするときの費用は、三者間にて協議する。

3 天災その他不可抗力により保守を必要とするときの費用は、三者間にて協議する。

第8条 甲は、プログラムプロダクト及びその修正情報その他技術情報を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、第三者に対して開示しないものとする。

2 甲は、次の各号の事由が生じたときは、遅滞なく乙に通知するものとする。

① プログラムプロダクトにつき、乙の権利を侵害する事態が生じたとき又はその恐れがあるとき。

② プログラムプロダクトにつき、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

第9条 乙は、物件の故障等が長時間にわたり、保守に日時を要して甲の業務遂行に支障を来す場合は、甲の求めにより乙の負担において、同機種、同機能を有する物件を甲に提供するものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由によりその措置を講じた場合の費用は、甲の負担とする。

2 物件の故障等により甲の業務に支障をきたしたときは、当該月の賃貸借料金は当該使用不能日数を控除した日割り計算により算定するものとする。ただし、前項の措置を講じたとき及び甲の責による場合はこの限りではない。

第10条 乙は、必要に応じてプログラムのインストール、トラブル処理等に関する技術支援を行うものとする。

第11条 甲は、物件に使用する消耗品について、乙の定める規格に合致したものを使用するものとする。

2 前項に定める規格以外のものを使用して生じた物件の事故については、甲の責任とする。

第12条 甲は、物件の一部として賃借するソフトウェアを本契約により賃借する物件以外の物件に使用し、又は複製してはならないものとする。ただし、乙の承諾を得た場合に限

り、複製することができるものとする。

2 甲は、前項のソフトウェアを第三者に提供してはならないものとする。

3 乙は、甲の円滑な業務遂行に協力するためプログラム及びオペレーションについて、甲の職員に講習会等の指導サービスが無償で行うものとする。

第13条 物件の一部追加・取替及び改造又は据付場所を変更する必要があるときは、甲・乙・丙間において協議して定めるものとする。

2 前項により、契約内容を変更する必要があるときは、この契約を変更するものとする。

第14条 物件の所有権は丙に属し、甲は、物件の維持保全のため、善良な管理者の注意をもって十分な管理をするとともに、温度、湿度その他の機能保持上必要とする環境を整備するものとする。

2 乙は、保守にあたり常に前項の管理についても注意を払い、異常を発見したときは、直ちに甲に助言するものとする。

第15条 丙は自己の負担において、物件に動産総合保険を付保するものとする。

第16条 丙は、甲が故意若しくは重大な過失によって物件に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができるものとする。

2 前項の損害賠償額は、甲・乙・丙間において協議して定めるものとする。この場合において、前条による動産総合保険で填補される額は、損害賠償額から控除するものとする。

3 丙は、天災その他不可抗力によって物件に損害を被った場合は、甲に請求できないものとする。

第17条 契約保証金は、免除する。

第18条 乙がこの契約による業務を行うための個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報取扱要項」によるものとする。

第19条 乙は、この業務に関する管理責任者を選任し、甲に書面にて報告するものとする。

第20条 甲、乙又は丙は、相手方が正当な理由なくして本契約条項に違反した場合は、書面をもって通知し、この契約を解除することができるものとする。

2 天災その他不可抗力により物件が使用不能となった場合は、甲・乙・丙間において協議してこの契約を解除することができるものとする。

3 前2項の場合において、甲は、契約解除月から契約期間終了月の賃貸借料に相当する解約金を乙に支払わなければならない。この場合において、1ヶ月未満の端数が生じた場合は、第5条第2項の条項を準用する。

4 第1項の場合において、甲、乙又は丙は、相手方に対し損害賠償を請求できるものとし、その額は、甲・乙・丙間において協議して定めるものとする。

第21条 乙は、賃貸借期間が終了したとき、又はこの契約を解除したときは、速やかに物件を引き取るものとする。

2 前項の引き取りに要する費用は、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき事由によ

りこの契約を解除したときは、甲の負担とするものとする。

第 22 条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程第 2 条に定める役務請負契約基準によるものとする。

第 23 条 この契約について、甲・乙・丙間に紛争が生じたときは、甲・乙・丙間において協議の上、これを解決するものとする。

第 24 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲・乙・丙間において協議して定めるものとする。

第 25 条 本契約に関する紛争については、釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙・丙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は 3 通作成し、各 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 帯広市稲田町西 2 線 11 番地
国立大学法人帯広畜産大学
契約担当役 事務局長 藤 波 豊 彦

乙

丙

(別紙)

個人情報取扱要項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

3 作業責任者は、本取扱要項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

(秘密の保持)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(再委託)

第5 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者(以下「再委託先」という。)に委託(以下、「再委託」という。)してはならない。再委託をする場合には、甲に対し、再委託先の名称及び住所を事前に書面により通知する。なお、再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も同様とする。

第6 乙は、再委託する場合、再委託先に対して、この条に定める安全管理措置その他の本契約に定める個人情報の取扱いに関する乙の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 乙は、本業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第9 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第11 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この契約による業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を本契約を遂行する目的の範囲を超えて複写、複製又は改変してはならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第13 乙は、契約した業務に関わって知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査及び報告)

第14 甲は、必要があると認めるときは、甲の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し、又は本件業務に関して乙が収集もしくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 乙は、甲が預託し、又は本件業務に関して乙が収集もしくは作成した個人情報について漏えい、滅失、既存、その他本状に係る違反が発生し、又はその発生の恐れを認識した場合には、甲に速やかに報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第16 甲は、乙が本取扱要項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第17 乙は、本取扱要項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。